居宅介護支援重要事項説明書

１．事業所の概要

事　業　所　名	あけぼの居宅介護支援事業所
所　　在　　地	高知県高岡郡四万十町古市町６番１２号
事業者指定番号	３９１２５１１１１４
管　　理　　者	高林　圭三郎
連　　絡　　先	あけぼの居宅介護支援事業所 ＴＥＬ．０８８０－２２－１３２１
サービス提供地域	四万十町　・　中土佐町　・　黒潮町　・　須崎市　・　高知市

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

２．事業所の職員体制

職　種	常　勤	非常勤
管　理　者	１名	名
介護支援専門員	名	名
合　計	名	名

３．営業日及び営業時間

月～金	８時３０分～１７時３０分

※休業日は、土曜日、日曜日、祝日及び１月２日、３日、12 月 29 日から 12 月 31 日とする。
※理事長は、上記にかかわらず、必要があると認める時は、営業日もしくは営業時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

４．利用料金

（１）利用料

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。

＊ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）

＜取扱件数が４５件未満＞

要介護１・２	１月につき	１２，４８９円
要介護３・４・５	１月につき	１６，２２６円

居宅介護支援費（Ⅱ）

＜取扱件数が４５件以上６０件未満＞

要介護１・２	１月につき	６，２５６円
要介護３・４・５	１月につき	８，０９６円

居宅介護支援費（Ⅲ）

＜取扱件数が６０件以上＞

要介護１・２	１月につき	３，７４９円
要介護３・４・５	１月につき	４，８５３円

特定事業所加算（Ⅰ）	１月につき	５，１９０円
特定事業所加算（Ⅱ）	１月につき	４，２１０円
特定事業所加算（Ⅲ）	１月につき	３，２３０円
医療介護連携加算	１月につき	１，２５０円
入院時情報連携加算（Ⅰ）入院日	１月につき	２，５００円
入院時情報連携加算（Ⅱ）3日以内	１月につき	２，０００円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	連携１回	４，５００円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	連携１回（カンファ有）	６，０００円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	連携２回	６，０００円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	連携２回（カンファ有）	７，５００円
退院・退所加算（Ⅲ）	連携３回（カンファ有）	９，０００円
初回加算	初回時	３，０００円
通院時情報連携加算	１月につき	５００円
緊急時等居宅カンファレンス加算	１月に２回迄	２，０００円
ターミナルケアマネジメント加算	１月につき	４，０００円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数　×　２.１％	

※入院時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関にお伝えください。
※医療系サービスの利用をされている場合は利用者の同意を得て主治の医師に意見を求めることがあります。意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付します。
※訪問事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行ないます。

（２）交通費

上記１のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費（実費）が必要です。

５．当事業所の居宅介護支援の特徴等

（１）運営方針

高齢者が、自らの意志に基づき、自立した質の高い生活を送れるよう、公正・中立な立場で支援する。介護支援専門員は、研修に参加し、資質の向上に努めることとする。

（２）居宅介護支援の概要

「包括的自立支援プログラム」を使用し、利用者の様々な状況・問題点を課題分析する。

＊特徴

・要介護認定と連動
・具体的ケアを検討し、本人・家族の要望を反映する
・自立と生活の質の向上への支援に配慮がなされている

（３）居宅介護サービス計画の作成手順等

＊サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

・自宅を訪問し、本人・家族から話を伺います。
・利用者家族の了解を得て、主治医に意見を伺うことがあります。
・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切を本人・家族に説明し、了解を得ます。

＊その他提供するサービス

・要介護認定の申請、変更の代行
・給付管理票の作成・提出等

（４）ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、いかにおいて利用者に説明を行います。

・前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福使用具貸与の各サービスの利用割合
・前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

６．事故発生時の対応

（１）利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（２）指定居宅介護支援事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

（３）指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

７．相談窓口、苦情対応

（１）サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号　０８８０－２２－１１９１（代表） ０８８０－２２－１３２１（専用） ＦＡＸ番号　０８８０－２２－１２５０ 相談員（責任者） 対応時間　月～金　８：３０～１７：３０ ※休業日は、土曜日、日曜日、祝日及び１月２日、３日、 12 月 29 日から 12 月 31 日とする。

（２）公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口	所　在　地　高岡郡四万十町琴平町１６－１７
	電 話 番 号　０８８０－２２－３３８５・３９００
	ＦＡＸ番号　０８８０－２２－３７２５
	対 応 時 間　８：３０～１７：１５ （昼休み１２：００～１３：００除）
高知県国民健康保険団体連合会（国保連）	所　在　地　高知市丸ノ内２－６－５
	電 話 番 号　０８８－８２０－８４１０・８４１１
	ＦＡＸ番号　０８８－８２０－８４１３
	対 応 時 間　９：００～１２：００ １３：００～１６：００ ※土・日・祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く

※　尚、上記以外は各市町村窓口にお問い合わせください。

８．当法人の概要

法人種別	医療法人　高幡会
代表者氏名	理事長　南　祐佳里
所在地 電話	高知県高岡郡四万十町古市町６番１２号 ℡：０８８０－２２－１１９１（代表）

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　高知県高岡郡四万十町古市町６番１２号
あけぼの居宅介護支援事業所

説明者　　㊞

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者　住所

氏名　　㊞

代筆者　住所

氏名　　㊞

本人との続柄